

平成 19 年 8 月 24 日（金）

於・農 林 水 産 省

飯野ビル第 1 会議室

# 食料・農業・農村政策審議会

## 第 7 回家畜衛生部会

### 議 事 録

農 林 水 産 省

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
1.委員紹介 .....	1
2.消費・安全局総務課長挨拶 .....	2
3.部会長選任 .....	3
4.部会長挨拶及び部会長代理指名 .....	4
5.家畜衛生部会運営内規の決定及び小委員会の設置について .....	5
6.家畜衛生をめぐる情勢について .....	6
7.宮崎県及び岡山県における高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた 特定家畜伝染病防疫指針の変更にかかる諮問について .....	2 7
8.その他 .....	2 9
1 . 閉 会 .....	3 3

## 開 会

姫田動物衛生課長 それでは、少々定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第7回家畜衛生部会を開催いたします。

私は本日、事務局を担当しております動物衛生課長の姫田でございます。

今回、食料・農業・農村政策審議会の再編によりまして、家畜衛生部会の上にあった消費・安全分科会が廃止されまして、家畜衛生部会は審議会の直属の部会として改めて設置されて、そして今回が初めての会合となります。したがって、部会長が選出されるまでの間、私が司会進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

### 1.委員紹介

姫田動物衛生課長 まず、会議に先立ちまして、委員の皆様の御紹介をいたしたいと思っております。

まだ資料の紹介をしていないのですけれども、資料 2 に委員の名簿がございます。本日、時間的にもかなり厳しゅうございますので、それぞれの名簿で委員の御紹介にかえさせていただきますと思いますので、御容赦いただきたいと思っております。

本日は 15 人の委員の方のうち、家畜改良センターの理事長の矢野委員が御欠席ということで、その他 14 名の方、全員御出席でございます。

それから、今まで委員を務められてこられました大木委員、田嶋委員、そして臨時委員を務めてこられました小野寺委員、柏崎委員、端山委員、藤田委員については御退任されたことを御報告いたします。

小野寺委員は専門委員としてまだプリオン病小委員会にさらに所属していただくことになっております。

それでは、これで現在、15 名中 14 名の方が御出席ということで、本部会が成立していることを御報告いたします。

## 2.消費・安全局総務課長挨拶

姫田動物衛生課長 まず初めに、消費・安全局の総務課長の小風から挨拶をいたします。

小風消費・安全局総務課長 本日は町田消費・安全局が御挨拶を申し上げるところなのですが、他用がございまして出席できませんので、まずおわび申し上げたいと思います。

本日の食料・農業・農村政策審議会第7回の家畜衛生部会を開催するに当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、日ごろから農林水産行政の推進に御支援、御協力を賜りまして、また新任の委員の方々には本部会委員の御就任を御快諾いただき、厚くお礼申し上げます。

先ほどお話も出ましたけれども、先般、食料・農業・農村政策審議会が再編されまして、消費・安全分科会が廃止されました。そしてこの家畜衛生部会が審議会直属の部会として設置されたわけでございます。これによりまして、より機動的な部会運営というものが期待されております。これまで本部会におきましては、家畜伝染病予防法に基づきまして高病原性鳥インフルエンザ、BSE、豚コレラ、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針、この制定を初めとしまして、家畜伝染病の病原体の侵入、あるいはまん延防止を図るため、幅広い議論を重ねてきていただきました。おかげをもちまして、ことし1月に発生をいたしました宮崎、岡山県におけます高病原性鳥インフルエンザ、この発生に対しましては防疫指針に基づく関係各位の防疫の対応によりまして、早期の清浄化が図られたということでございます。

また、豚コレラに関しましても、防疫指針に基づきまして、本年4月1日に全国的なワクチン接種の中止から1年が経過いたしまして、OIEの規定に従いまして、清浄国となることができました。

また、最近の家畜衛生を巡る情勢といたしましては、また後ほど担当からも御説明申し上げますけれども、国内におきましては36年ぶりに馬インフルエンザが発生いたしまして、社会的な関心を呼んでおります。本病のまん延防止、それからまた情報共有体制の点検、強化というところを図っておるところでございます。

また、今後ともBSE、高病原性鳥インフルエンザなどの防疫対策についても万全を期すということとともに、ヨ－ネ病、オーエスキー病などの慢性疾病に適切に対応していくと

いう必要がございます。

また海外に目を転じますと、英国におけます口蹄疫の発生、またアジア、ヨーロッパなどを中心とした鳥インフルエンザの発生というものが引き続いております。我が国の家畜衛生に重大な影響を及ぼす疾病が頻発しておるという状況でございます。

農林水産省といたしましては、水際での防疫対策の強化による侵入防止、また国内における防疫措置の徹底ということを図ってまいり所存でございます。

また、各委員の皆様方におかれましては、国が進めてまいりますこれらの各般の家畜衛生施策が有効かつ効果的に推進されるために、それぞれのお立場からその忌憚のない御助言、御意見を賜りますよう御協力をお願い申し上げます。

簡単ですが、私の御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

姫田動物衛生課長 それでは、議題に入りたいと思います。

その前に、まず配布資料の確認をいたします。お手元の配布資料一覧で資料1から6がございます。そして参考資料1、2でございます。資料1は議事次第でございます。1枚紙です。それから2が皆様方の名簿です。そして資料3が本部会の運営内規でございます。4が「最近の家畜衛生をめぐる情勢について」という色刷りの分厚いものでございます。それから5が「牛トレーサビリティ制度の状況について」というのがあります。それから、本日お願いいたします「宮崎県及び岡山県における高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた特定家畜伝染病防疫指針の変更にかかる諮問について」という長いものがございます。それから、参考資料としてその指針と、それから食料・農業・農村政策審議会の関係の法令集をおつけしております。

### 3.部会長選任

姫田動物衛生課長 早速でございますが、参考2の法令集を3枚めくっていただきますと「審議会令」というのがございます。済みません、4枚めくっていただくと、その第6条に「審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる」と書いてございます。そして2は「委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する」ということで皆様方が指名されているということでございますが、3に「部会に部会長を置き、当該部会に所属する委員の互選により専任する」ということ、そして「部会長は、当該部会の事務を掌理する」、5として「部会長に事故があるときは……」ということで、その職務の代理者、

部会長代理を決めるということがございます。

そういうことでございますので、委員の互選ということですので、委員4名の方の中からどなたか部会長をお願いしたいのですが、どなたか案はございますでしょうか。

高橋委員 はい。

姫田動物衛生課長 はい、高橋委員。

高橋委員 櫻井委員をお願いしたいと思います。

姫田動物衛生課長 高橋委員の方から、櫻井委員ではいかがかということでございますが、あとの2名の方、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

姫田動物衛生課長 よろしければ、櫻井委員をお願いしたいと思います。

それでは、櫻井委員、よろしく願いいたします。

#### 4.部会長挨拶及び部会長代理指名

姫田動物衛生課長 それで、櫻井委員が部会長ということでございますが、櫻井委員から、部会長代理の選任をお願いしたいと思います。

櫻井部会長 学習院大学の櫻井でございます。大変ふなれでございますけれども、皆様の御教示をいただきながら議事運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。最初に部会長代理を決めさせていただきます。これは審議会令によりまして、部会長が指名することになっておりますが、家畜衛生について幅広い御見識をお持ちで、委員歴も長い土井委員をお願いしたいと考えております。

土井先生、いかがでございましょうか。

土井臨時委員 はい。

櫻井部会長 ありがとうございます。

それでは、よろしく願いいたします。

## 5.家畜衛生部会運営内規の決定及び小委員会の設置について

櫻井部会長 次に、家畜衛生部会の運営内規の決定及び小委員会の設置について、御審議をいただきたいと思ひます。

まず事務局の方から御説明をお願いいたします。

姫田動物衛生課長 それでは、先ほど御紹介いたしました資料の3でございます。第1条に、審議会令に規定するもののほか、この内規によって行うということで、第2条に牛豚等疾病小委員会、それから家きん疾病小委員会、プリオン病小委員会という3つの小委員会がございます。それぞれ小委員会は下に書いてございますような所掌事務、要するに、牛豚等疾病小委員会は牛豚の疾病に係る専門的、技術的な事項の調査審議、それと牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言ということ。それから家きん疾病小委員会は、家きんの疾病に係る専門的、技術的な事項の審議調査と助言ということ。それから、プリオン病小委員会は、プリオン病だけに関する専門的、技術的な調査と助言ということになっております。この3つのそれぞれの小委員会について部会長が招集されるということがございます。そして、最終的に部会に報告するというようになっております。

今現在、運営内規が、新しく部会が発足いたしましたということがございますので、現在、「(案)」になっておりますが、皆様方の御承認が得られれば、こういうことで内規といたしたいと思ひますが、よろしゅうございますでしょうか。

櫻井部会長 今の点につきまして、何か御意見等ございますでしょうか、よろしゅうございますか……。

それでは、この内規(案)に御賛同いただいたことといたしたいと思ひます。

続きまして、小委員会の構成についてでございますが、これは審議会議事規則第9条に基づきまして、小委員会に所属していただく委員の指名をさせていただきます。

この点につきましては、事務局の方で案を準備されていると伺っておりますので、まず御説明をいただいて、御審議をいただくということにしたいと思ひますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

(事務局より別紙案配布)

姫田動物衛生課長 今お配りしたのが私どもの方で腹案として持っていた案でございます。

各小委員会に所属していただく委員ですが、それぞれの小委員会のところの下に所属していただく委員、臨時委員、そして新たな専門委員を記載させていただいております。基本的に私ども、現在のところこれでいかがかと思っておりますが、事案によってはまた専門委員の追加任命をお願いすることもあるかと思しますので、そのときは部会長に改めて相談したいと考えておるところでございます。

櫻井部会長 この案につきまして、御意見はございますでしょうか、よろいでしょうか。

御異論がなければ御了承いただきまして、追って任命される専門委員がいるようであれば、その点につきましては部会長の方に御一任いただきたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻井部会長 それでは、事務局の案どおり決定させていただきたいと思っております。

## 6.家畜衛生をめぐる情勢について

櫻井部会長 次に、本部会で取扱われる分野の現状、それから諮問事項等につきまして、事務局の方から御説明をいただきたいと思っております。

最初に資料番号4、あと5の追加があるのですか。それにつきまして御説明をお願いしたいと思います。

山本国内防疫調整官 動物衛生課国内防疫調整官の山本でございます。よろしく申し上げます。

資料 4の「最近の家畜衛生をめぐる情勢について」、引き続き委員をされる方にはもうおなじみのことかと思っておりますが、改めて簡単に説明させていただきます。

資料 4を1枚めくっていただきますと「家畜伝染病の発生状況」ということで、主要な伝染病の発生状況を表で示させていただいております。上の4つ、口蹄疫は12年に発生がありましたが、速やかに清浄化、その後、侵入防止が図られて、清浄国を維持しているという状況であります。炭疽と結核病についてはもう極めて低い水準での散発という状況であります。一方、ヨーネ病についてはかなり検査対応を強化しているという中で、摘発頭数が非常にふえてきているという状況であります。下の状況については、後ほど詳しく資料にありますので、割愛いたします。

1枚めくっていただきますと、高病原性鳥インフルエンザ、3年連続で出たわけござ



いますが、左上にありますように、16年の発生、これは山口、大分、京都で79年ぶりに発生したというものでありまして、矢印で右にありますように16年の発生を受けて防疫指針を策定するとか、互助基金を造成する、ワクチンを備蓄するという対応をとってまいりました。この指針の前にマニュアルというものがございましたので、そのマニュアルをさらに指針に格上げして対応してきたということでございます。

次に左の真ん中にある17年の発生、これは茨城県を中心にした高病原性鳥インフルエンザですが、病原性としては弱毒タイプであったということで、農場監視プログラムを適応しながらかなり期間を要しましたが殺処分を終了した。これについては下に矢印がありますように、感染経路究明チームによる報告書と、防疫指針の改正というものをしております。これは茨城県で41農場、578万羽という大きなものであります。

次のページが19年の発生であります。宮崎県で清武町、日向市、岡山の高梁市、1つ飛んで4番でまた宮崎県の新富町、これは速やかに防疫措置が講じられたわけですが、これまでの発生と同様、感染経路の報告というのを最終的にさせていただきまして、指針についても所要の見直しをするという本日の諮問につながるものであります。

次のページなのですが、ここにも幾つか書いてありますが、1から6まで、1で家畜伝染病予防法と「防疫指針」に基づいてまん延防止を迅速に図った。2番として、農場段階での早期発見・早期通報の徹底を図った。3番として、農家への緊急立入調査を実施しております。4番、西日本で緊急消毒も実施しました。5番で、国民への正確な情報の提供。いわゆる風評等が出ないような適切な情報提供を図った。6番で、感染経路究明のための専門家による調査・検討を行っております。これについては近々最終報告をさせていただきたいという状況になっています。

次のページをお願いします。これは海外における発生状況であります。見たとおり、アジア中心にと言っていたのが、もう世界的に広がっている。スプロール化というのですか、どんどん広がっているという状況です。そういう中で、アジア地域の本病を押さえ込むというのは非常に重要なことでもありますので、下の図の右側にアジア地域への支援ということで、いろいろな人、物、金という支援を続けているということでもあります。

次のページをお願いします。これはBSEであります。下に表がありまして、初発は千葉県、北海道生まれであります。13年の9月に発生しております。これまで33例の発生ということでもあります。その中で見たとおり、大体北海道を中心に33例の発生が見られている。8例目が、これは非定型のものが確認されております。9例目は21ヵ月齢と

いう若いものも見つっております。表の右の方に行きますと 24 例目、これが非定型の 169 ヲ月齡、これは黒毛和種でありました。あと 33 例目、これも黒毛和種ですが、酪農家のところで受精卵移植で生まれているというようなことで、幾つか特徴的な部分は個別に紹介させていただきました。

右下の囲みにありますように、感染経路の究明、1 行目に、7 例目までの BSE 発生事例について、15 年 9 月に専門家による報告書を取りまとめております。その後、33 例目まで来たわけでありまして、17 年、18 年度において研究グループによる調査研究を実施し、患畜に給与された飼料等の調査結果を含めた疫学的な検討を実施、報告書作成中とありまして、これについても近々まとめ次第、本部会に報告させていただきたいと考えております。

次のページをお願いします。BSE 対策、これは絵で示しておりますように、肉骨粉は外国からの輸入も禁止されておりますし、生産農場での使用も禁止されております。と畜場、ここでは、と畜されるすべての牛の BSE 検査を実施、これについては 17 年 8 月 1 日に対象月齡を 21 ヲ月齡以上に見直しておりますが、今のところ全県で自主的な全頭検査が継続されております。検査が陰性であって、かつ右にあります特定部位、これの除去がなされるという体制がとられております。生産農場、真ん中の絵の下に「死亡牛」とありますが、死亡牛についても 15 年から検査が始められ、16 年から全頭、24 ヲ月齡以上のすべての死亡牛の検査が行われているという、極めて概略ですが、BSE 対策が講じられている。これ以外にもトレーサビリティとか、いろいろな対策が講じられております。

次のページをお願いします。これは海外における BSE の発生状況ということでありまして、ヨーロッパと北米というようなところで、我が国以外でも確認されております。色分けは、偶蹄類の輸入が認められているのがこの北米地域であるということで、色で 4 つのパターンに分けております。ヨーロッパなどは口蹄疫とかいろいろな関係もあって、輸入の条件が厳しいというような状況もあります。

次のページが BSE 発生件数の推移ということでありまして、例えばですが、左の 1992 年ごろ、このころは 3 万 7,000 頭というようなことではありますが、英国、EU を主体に発生は激減しておりまして、2006 年で行きますと 329 頭というような状況であります。この中で表の下のアメリカ、カナダ、日本ということで、カナダ、日本等ではポツポツと摘発が進められているという状況でございます。

次のページをお願いします。海外の BSE に伴う措置ということで、右下の表に、日本、

米国、EU というような代表的な地域の BSE 対策をкаいつまんで書いてあります。BSE の検査、日本では健康牛については 21 ヲ月齡以上のすべての牛、それについて EU は 30 ヲ月齡以上の牛すべて、米国はハイフンになっておりますが、一部のサーベイランスが行われているという状況です。死亡牛については、日本は先ほど説明したような状況ですが、EU も同じように 24 ヲ月齡以上の牛すべてというようなことであります。SRM の除去につきましても、米国、EU では月齡によって細かく分けて除去している。日本はそれと異なつて全月齡一律に除去しているというような差があります。あと、反すう動物由来肉骨粉の取扱いということで、日本と EU では反すう動物、豚、鶏に給与を禁止しておりますが、米国は反すう動物から反すう動物へという給与の禁止が行われているというようなこと、あとトレーサビリティについて書いてございます。

次のページをお願いします。米国産牛肉輸入問題の経緯というのはおさらい的に紹介させていただきます。左の時系列で行きますと、15 年 12 月 24 日、クリスマスイブということですが、BSE の感染牛が米国で確認されて、直ちに輸入停止しております。2 つ下に食品安全委員会への諮問が行われまして、3 つ下の平成 17 年 12 月 8 日に答申が得られ、12 月 12 日に輸入再開をしております。翌年、その下の 1 月 20 日に、せき柱を含む子牛肉が発見されたことから、輸入手続の停止を行いました。その後、いろいろな検証を行つて、下から 3 つ目の 18 年 7 月 27 日に輸入手続を再開してございます。

その次のページに行きますと、その後の動きとしては、真ん中に 19 年 5 月 20 日から 25 日、OIE 総会で米国の BSE ステータスというものが決定しました。吹き出しにありますが、評価案として「管理されたりスクの国」という位置付けとなっております。そういうことも踏まえつつ、左の時系列に戻りますと、下から 2 番目、本年 6 月 27、28 日には日米間の技術的会合第 1 回、一番下の 8 月 2 日、3 日の技術会合第 2 回というようなものが今なされているというのが大まかな状況でございます。

次のページをお願いします。済みません、次から次へと、申しわけありません。ヨ一ネ病対策です。これは牛に慢性の下痢を起こさせる細菌（ヨ一ネ菌）による伝染病であります。従来から摘発とう汰、陰性証明書の確認というようなものを進めております。左下にありますように「課題」ということで、ヨ一ネ病の発生戸数・頭数が増加傾向にあります。これは近年は検査をかなり強化して摘発率が上がっているというのが 1 つ大きな要因ですが、平成元年とか、もう少し前から行きますと、北海道地域を主体にしたものから、ある程度ほかの地域にも、牛も動きますので、感染は拡大しているということはあります。感

染率は低い水準では抑えられているのですが、ある程度全国的な病気、それで摘発を強化してこの頭数が摘発されているという状況であります。今後ということで、右の方に行きますと「ヨ―ネ病防疫対策要領」というのがございます。清浄化を図るということで、法に基づく定期検査に加えて、以下の取組み、 で発生農場における防疫措置の強化、これはもう定期的にすべての牛について検査を実施しよう。あと で牛の移動の際には清浄性確認、陰性証明書をつけたものが移動するとか、そういうルール化を徹底して、本病の清浄化に向けて進んでいきたいという状況であります。

次のページをお願いします。豚コレラの清浄化ということであります。これは上に書いてありますように、ウイルスによる豚の伝染性疾病で、非常に高い発病率と致死率が特徴であります。我が国では明治 21 年に初めて発生して以来、大きな被害に苦しんできたというものであります。昭和 44 年の非常にすぐれた弱毒生ワクチンの開発以降、国を挙げて組織的なワクチン接種で激減したということで、下の図にありますが、撲滅対策を講じました。第 1 段階は平成 8 年度から、全国一律に 8 割以上の接種率で、まずウイルスを我が国から排除しよう、第 2 段階が 10 年度から、もう大丈夫だとなったところでは都道府県ごとに接種を中止しました。第 3 段階で、全国的なワクチン接種中止、輸入検疫強化というステージに入ったのですが、これまで苦しめられてきたということもあって、一律中止するというのになかなか抵抗感のある地域もございましたが、サーベイランスを広くしながら接種中止にこぎつけて、18 年 3 月、防疫指針を公表して、全国一律の全面中止ということが達成できました。1 年後ということで、OIE 認定の清浄国へ復帰しております。ちなみに、来月の 11 日には清浄化の記念の式典のようなものもやろうかというようなことも考えております。

次のページをお願いします。オーエスキー病の防疫対策であります。これも最初の囲みにありますが、平成 3 年から防疫対策要領に基づき、定期的な抗体検査の実施、野外ウイルス抗体陰性豚の出荷と陰性のものの導入の推進ということで、発生予防と清浄性の維持を図るということを進めておりますが、下の表を見ていただきますと、清浄化推進地域、準清浄地域、ここはまだ発生がある地域であります。その下に清浄地域というのがありまして、ここの数はほとんど横ばいなので、きれいなところはきれいなまま維持できておりますが、こういう推進地域という一定の発生のあるところの清浄化がなかなか進まないということで、下の表にもありますが、陽性農家の戸数の割合、全国で 5 % から 6 % 水準で横ばいである。地域的には東北の一部と関東、あと南九州、ここを何とかしていこうとい

う対策について、次のページをお願いします。内容は細かいので省略しますが、地域的な対策を今後強化していこうということで、さらにいろいろなルール、対応のあり方について検討を進めているところであります。

済みません、次のページをお願いします。これは養豚農場における衛生対策の推進ということでありまして、現在、先ほどまで説明したのは家畜伝染病という位置付けのものですが、ここにあるのは慢性疾病であります。感染症、PRRS というようなもの、あるいは PMWS というようなもの、混合感染であります。非常にそれぞれの病原性は低いのですが、混合感染して慢性感染症ということで、経営的な被害が大きい。豚の成長とかに影響を非常に及ぼす。近年これが拡大傾向にありまして、これも細かくは説明しませんが、農水省としていろいろな取組みを進めているということであります。

次のページをお願いします。農場段階においても HACCP 方式を活用した衛生管理の推進ということで、少し詳しく御説明しますが、農場段階においても「衛生ガイドライン」の畜種ごとの作成、これは個別の対策ではなくて、生産工程管理ということでありますから、家畜衛生全体の向上、あるいは畜産物の安全が図られるということで、農家にとって非常に有用なツールになると思います。図で行きますと農家ごとの実施マニュアル、危害因子を調査して、クリティカルコントロールポイントを設定して、それをチェックしていくということであります。それを実践、検証して、消費者が求める安全な畜産物の生産、信頼確保ということにつながるものでありまして、左下にありますように、畜産ではかなり HACCP の取組がかなり長く進められてきておりました。今後、実際に HACCP 認証にまで進んでいきたいということで、認証基準を策定して、認証基準を普及する。右に矢印がありますが、認証機関による認証ということまで、今後進めていきたいというふうに考えております。

次のページをお願いします。ここからは今の話で、馬インフルエンザがはやっております。もう詳しい方が多いのですが、一通りおさらいということで、病原体は馬インフルエンザウイルスであります。インフルエンザでありますから、非常に種の特異性が高いので、このインフルエンザは馬において発生するというものでありまして、人や家きんに感染した事例はこれまでも確認されておられません。症状は、人の流行性の感冒と同じようにイメージしていただければ、一過性の発熱、高い熱が続いて、発咳や、発熱時には食欲不振とか筋肉痛などを示す感冒様の疾患。家畜伝染病予防法上は、届出伝染病ということで、いわゆる国としては発生状況を把握するという位置付けの病気になっております。 にも

ありますように、届出伝染病ということで、飼育者による自主的な感染予防なり、まん延予防防止措置が講じられるということで、家畜伝染病のような強制的な移動制限とか、殺処分というようなものが講じられるものではありません。発生状況、国内では 36 年前に発生がありましたが、1971 年ですね。その後の発生は確認されておりません。一方、外国、特に欧米ではこのウイルスが常在化しておりまして、本病が年中どこかで発生しているというような状況であります。予防法としては不活化ワクチンを接種ということになっております。

次のページは、この発生を受けて、「8月16日」と右上にあります。8月15日の深夜ごろに JRA において陽性馬が確認されて、直ちに翌朝、国の方にも報告がありました。それを受けて、都道府県にも注意喚起ということで、下にあります 1 ということで、予防接種の励行などによる発生予防をやりましょう。2 で、呼吸器症状とかそういう本病を疑うものは直ちに立入検査を行い、検査をして、感染が広がらないように、他の馬群と接触させないように飼育しましょう。3 で、検査結果で陽性となった場合には、症状が回復するまでの間の隔離と消毒をしましょう。症状が回復して抗体ができればウイルスは体内から消えるわけでありまして、その後の感染もなくなるということで、治るまで人と同じで、家でちゃんと寝ていましょうということで、そういうことをする必要があるのでございます。

次のページが、これは体制です。右の下の方に「軽種馬防疫協議会拡大幹事会」、これを直ちに開催しております。参集範囲として、農水省、JRA、動物衛生研究所、そのほか下にずっといろいろ書いてありますが、これは馬関係者、家畜衛生関係者が全部参加している組織でありまして、前回の 1971 年の発生を踏まえてこういう防疫協議会というのものも立ち上げられておりますので、これを直ちに参集して、今後の貿易対応ということについて情報なり対応というものの共有化を図ったということであります。こういうところが指導なり連絡をしながら、左の方にあるのは競馬の主催者であります。それに対して技術的な検査対応等をやっていく。上にある「競馬主催者馬インフルエンザ対策会議」というのは、これは競馬をやる方々が公正な競馬を開催するということで、別途、連絡体制を整えております。

次のページは、これは競馬監督課が中央競馬会に出したもので、レースの公正性を確保するのに、説明ははしょりますが、出走に当たってはこういう取扱いをなささいということを示したものでありまして、これは割愛させていただきます。

参考に 24 ページ、これも今日本には馬が、一番下の左にある合計 9 万 2,886 頭、約 9 万数千頭、競馬会の方にある馬は、真ん中辺に 、 ありますが、中央に 8,000、地方に 1 万 5,000 というようなことです。右の方に乗用馬、あるいは肥育用の馬というのがこれぐらいの数がいるということで、次のページは競馬場等の場所になります。

26 ページが説明の最後になりますが、消費者に安全な食料を供給するために、生産段階から消費段階にわたって安全を確保しているということで、農林水産省がやっている部分というのが、生産工程における規制をやっております。この中では家畜衛生、食の安全の確保のためにいろいろな施策を講じております。そこで、家畜であればと畜されるという段階から、厚生労働省にバトンタッチして、加工・流通段階の衛生対策が講じられて、消費者に供給されるという一連の工程を担保しているところでありまして、それに関しては、一番下にあります食品安全委員会における科学的な評価も得つつ、行っているというところでございます。

あとは参考資料で家畜衛生の法律とか組織というものが書いてありますので、これについては時間の都合もありますので、割愛させていただきます。

ちょっとはしょりながら申しわけありませんでした。

境畜水産安全管理課長 畜水産安全管理課長の境でございます。

引き続きまして、資料 5 に基づきまして、牛トレーサビリティ制度の状況について御説明をさせていただきます。

左側にこの法律の名前ですが、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」という法律ですけれども、この法律の附則において、この法律の施行後、3 年を経過した場合にこの施行状況を勘案し、法律の規定について検討を進めて必要な措置を講ずるという規定がございます。この資料の真ん中にありますように、生産段階は平成 15 年 12 月 1 日施行、流通段階は 16 年 12 月 1 日施行ということで、本年末が丸 3 年ということになりますので、今年度中にこの法律の施行状況について検討を加えるということで、本日、この部会にもその施行状況につきまして御報告させていただくというものでございます。

左へ行きますと、目的は 2 つ規定がございます、これはまず「BSE のまん延防止措置の的確な実施」ということで、トレーサビリティですので、発生した場合に関連牛の特定が速やかにできるというものでございます。2 つ目が「牛肉に対する消費者の信頼の確保」ということで、生産過程の透明化などを確保していくということで信頼確保を図るという

ものでございます。

右側でございますが、関係者とか頭数等が書いてございますが、まず牛の管理者、生産者等でございますが、約 12 万戸ございまして、年間の出生頭数は 143 万頭、飼養頭数は 440 万頭ということになっておりまして、右にございますように、出生したり、牛を輸入した場合には速やかに異動の届出をするということになっておりますし、番号を付された耳標を装着するということになっております。それからと畜した場合に、と畜場は現在、約 160 箇所ございます。年間、121 万頭と殺されるわけでございますが、そのと畜者につきましては、と殺の届出をしていただくということで、処理された枝肉等につきましては、右にございますように個体識別番号の表示、帳簿の備え付けといったものを行っていただきます。それから、流通段階でございますが、販売業者につきましては、食肉卸売業者が約 1 万、食肉小売者が約 4 万ということで、特定牛肉ということでございますけれども、その対象としては加工調理品とか挽肉とか、それから部分肉のトリミングで出てくるものにつきましては個体の確認等が難しいというような理由で対象外ということで、いわゆる牛肉が対象ということでございます。それから、特定料理提供業者、約 1 万ということで、対象の種類としましては焼肉店とかしゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ、こういったものが対象ということになっております。

次の 2 ページをごらんいただきたいと思っております。まず左の個体識別台帳でございますけれども、家畜改良センターに業務委託がされておりまして、そこでデータベース化をしております。届出とか異動について電算処理をしております。その情報につきましてはインターネットを使って情報公開をされておりまして、生産履歴の検索が可能ということになっております。また、指導・監視につきましては地方農政事務所等が巡回指導、立入検査を実施しておりますし、実際に DNA 鑑定等を行って、正しい伝達がされておるかどうかというチェックをしております。

右にその流れ図がございますけれども、上の方で、牛の管理者等が出生とか輸入の届出を行うということで、家畜改良センターで牛個体識別台帳の管理をしております。情報の公開をしております。と畜場ですべての枝肉から照合用の肉のサンプルを取っております。実際に食肉小売店等におきまして、地方農政事務所が検査用サンプルを採取しております。18 年度では約 1 万 7,000 のサンプルを取りまして、DNA の鑑定を行っているということでございます。こういったことで、消費者までこの個体識別番号を伝達するということで、この信頼の確保を図るということになっております。



次の3ページ目でございます。これまでの実施状況ということで、生産段階でございますけれども、耳標につきましては法に基づきまして、すべての牛に装着することになっております。また異動の届出等も行うということで、右にございますように、まず BSE 患畜の発生時には一次検査、エライザ検査で疑わしいとなった場合にはこのトレーサビリティのデータを使って直ちにすべての関連牛を特定するというところで、実際に確定診断がなされた後には、速やかにコホート牛を確定し、まん延防止を図るという対応をとっております。

左側に届出の状況がございますが、1日当たり3万件を超える届出があるということで、幾分そのデータ等のミスがあるわけですが、その改善も図ってきております。それから、エラーの確認と監視・指導というのがございますが、御説明は割愛させていただきます。

右に実際にどのくらい届出をしているかという表がありますけれども、届出の一番上にございますように、この法律施行後4,100万件余りの届出がされているということで、エラー率は8.2%、特にFAXのエラーが多いということで、一番下の表にございますようにだんだんとFAXの届出を減らして、インターネットとか農協一括等による届出といったものが伸びてきているという状況で、届出の正確性を図っているということでございます。

次の4ページでございますけれども、流通段階の実施状況ということで、販売業者への巡回指導等につきましては、年間3万2,000戸ということでございます。対象は5万2,000戸ということで、相当の数をやっておるということでございます。特定料理提供業者につきましては年間6,000戸ということになっておりまして、こういった監視・指導によりまして、右にございますように、国産牛肉に対する消費者の信頼の確保、それから畜産関連産業の健全な発展に寄与するというものでございます。

左側に「インターネット検索頭数の推移」という緑と赤のグラフがございますけれども、これは毎日、毎日の届出数をプロットしているわけで、1日、1日点があるわけですが、その合わさったものというふうにごらんいただきたいと思います。緑の方が検索を実際にされた数ということで、右にございますように、1日当たり6万9,000頭ぐらいの平均的な検索がなされておる。うち、携帯電話、左の図ではピンクですけれども、1日5,000頭程度の検索がされているということで、年々増加傾向にあるということでございます。

次の一番最後、5ページですけれども、こういった監視等をやっているわけですが、主な違反時例ということで、まず生産段階では、盗んだ子牛の耳標を取り外して違う耳標を取り付けるといったものがございます。これは右にありますように、これまで4件告発を

してありまして、懲役等の実刑を含む判決が出されております。それから流通段階では原産地の偽装とか品種の偽装ということで、異なる個体識別番号を表示しているという、肉の販売業者等でこういったことがなされている例がございます、これまで14件につきまして勧告と氏名等の公表を行ってきております。

下の参考でございますが、「不安を感じる食品の回答比率」ということで、こういったトレーサビリティの効果という1つのメルクマールとして掲げておりますけれども、国産精肉について不安を感じる比率といったものはごらんのように年々減っております、17年度は2%ということでございます、右の参考の外国産精肉は70%が不安というふうに考えておられますので、そういった意味では、国産精肉に対する信頼も向上しているというふうに考えてございます。

以上でございます。

姫田動物衛生課長 ちょっと今の資料でつけ加えておきますと、先ほどの3ページのエラー率というのは、あくまでも一次エラーでございます、これはいわゆる家畜改良センターなりのところで、受付で一次チェックをやったらエラーが出たので、それをその後、確認して修正しているということでございますので、これだけエラーがずっとたまり込んでいるということではないことをちょっと付け加えさせていただきます。どうしても記入エラーとか、原票のエラーということもございます。原票で、FAXで送られてきたもの、あるいは農家の方が入れられたものがエラーで出てきました。それでセンターの方で、それが合っていないので修正して、もう一度確認を取って、それを直しているという作業がたくさんあるということで、30数名の者がかかり切りになっているということでございます。

櫻井部会長 それでは、今の御説明につきまして、何か御意見等はございますでしょうか。

梅原臨時委員 はい。

櫻井部会長 はい、どうぞ。

梅原臨時委員 資料4の18ページのところで、HACCP方式を採用して、将来は認証機関をつくるのだというお話があったのですけれども、これは認証機関まで行くというのはいつごろまでを見通しているのですか。

山本国内防疫調整官 まだ今年度、来年度と認証基準の策定・普及ということですので、認証機関をいつつくってというようなことについては、さらに検討していきたいと思いま

す。

梅原臨時委員 まだ決まっていない。

山本国内防疫調整官 まだ決まっていません、どこが認証機関でいつからと、そういうことは今後です。

姫田動物衛生課長 むしろ今年度の予算要求でいわゆる認証のためのチェックとか、そういうものをデータの的にまとめていくというのを来年度に予算要求していくということですから。それができ上がれば、その方向で議論がまとまっていけばやっていきたいと考えております。

梅原臨時委員 まあ、かなり遠い話ですね。

姫田動物衛生課長 むしろ具体的に、事務的に進んでいけば、そして皆さん方がよければ、できるだけ早く進めていきたいと我々は考えております。

梅原臨時委員 はい。

熊谷臨時委員 はい。

櫻井部会長 どうぞ。

熊谷臨時委員 今と同じ 18 ページなのですけれども、これは認証した場合にどのような性質をその認証されたところが持っているかという解釈が結構難しくなると思うのですね。例えば、一番わかりやすいのは、その農家から出るものが、例えばサルモネラフリーのものしか出ないという理解になるか、それともその頻度を減らす努力をしているというような認識になるか、そこらの設定をちょっと工夫する必要があるのだろうというふうに思います。

山本国内防疫調整官 はい。

熊谷臨時委員 それからもう一つは、ここに危害因子調査として人獣共通感染症だけ挙げられていますけれども、例えば先ほどのヨーネ菌とか、それもちょっと怪しい部分もありますけれども、動物だけのものも対象にされる予定ですか。

山本国内防疫調整官 飼養衛生管理基準という家畜の衛生対策のための飼養管理の基準もありまして、それも盛り込んでいくということになりますので、当然、家畜衛生と食の安全、あるいは抗生物質等の化学的なものというようなものが概念に入ってくるわけですが、コントロールポイントとして何をチェックするかということになると、そこはこの認証基準をつくる中での議論になりますけれども、検討ということになっています。通常の病気であれば、もう発生がないという状況までもっていききたいわけですし、慢性疾

病については、衛生管理することによって水準が下げられるということになりますので、コントロールポイントとしては、ちょっと検討させていただきたいと思います。

熊谷臨時委員 恐らく、今の御説明ですと、人の安全性の部分とそれから動物の、まあ言葉がどうか分かりませんが、健全性といったような、その2つの側面を同時にあわせ持つような HACCP という、そういう理解なのですね。

山本国内防疫調整官 はい。

熊谷臨時委員 わかりました。

姫田動物衛生課長 まずそれについて、今後も基準の議論になっていかないといけないと思っておりますが、要するに、余りそれをやってしまうと、いわゆるアニマルウェルフェア等に引っかかってきかねないので、そこはいわゆる家畜飼養管理基準のレベルのものとことだと思っております。それからあと最初のお話でございましたが、やはりあくまでも一定の HACCP の下につくったものということで考えていかないといけないので、絶対この病気はフリーですよ、安全ですよということになりますとミスリードになると我々は考えておりますので、それはいわゆる食品産業の HACCP でもミスは出てくるわけなので、そこはこういう基準の中でつくったものですよという証明までしか当然できないと考えております。

櫻井部会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、神田委員、お願いします。

神田委員 トレーサビリティのところですか。一番最後に御説明いただきました資料5の一番最後のところです。ここに「盗んだ子牛の耳標の取り外し」と、簡単に「取り外し」と書いてあるわけですね。以前にも北海道でこういったことがございまして、そのときに私どももいろいろ意見交換をしたときに改善するというか、こんなことができないようにというようなお答えをいただいたことがございますけれども、これはその後の問題だろうというふうに思います。それに対して告発をしたという形で、ここにはそれしか書いていないのですけれども、信頼というのはそもそもそれが外れないというもので、まあ絶対はないのですけれども、外れないという前提での信頼が高いわけですけれども、そもそものその根本のところはどうなっているのかなということをお聞きしたいと思っております。そういった問題がどれくらいあったのでしょうかということをお聞きしたいと思っております。

境畜水産安全管理課長 今、神田委員から御指摘があった北海道事例、確かに取れると

ということ自体が問題ということも、いわゆる法廷での指摘もされておりますので、そういったことも当然見直しの対象ということで検討していきたいと思っております。現在、統一的な耳標を扱っているわけですが、その耳標につけられた番号のいろいろほかのものへの活用と言いますか、そういったものもございまして、法の施行の確実性とあわせまして、今おっしゃったような取り外しができないような耳標といったものも検討を加えていきたいと思っております。ここで紹介しておりますのは、実際に告発をした4件を出しております、具体的には北海道と滋賀と青森と千葉という4件があったわけですが、いずれも当然有罪が確定をしておるわけでございます。そのほかにも細かなミス、あるいは不正というのはあったわけですが、そういったものにつきましても、地方農政局なり農政事務所できちっと指導をして改善をさせているという状況でございます。

神田委員 済みません。お聞きしたかった1点は、最初にこういった問題があったときに、そのものの改善をするというふうにおっしゃった後にも、改善の後にもこういったことが起こっていて、なかなか取れないようなものをつくるのは難しいというふうなことが現実だということなのではないでしょうか。

姫田動物衛生課長 まず最初の改善の話ですが、外れないようにするというのはいけませんので、外れたらもう壊れてしまうということで改善しております。それで、特定の会社はなかなかそれもうまくいかなかったため、その会社はもう対象から除外いたしました。

境畜水産安全管理課長 1回外れた耳標、外した耳標を再度別の牛に取り付けたということがございましたので、そういったことはできないように改善がされているということでございます。

神田委員 だから、改善後も起きたのですねということをお聞きしたのです。ということは、また別の改善が必要だということですね。

境畜水産安全管理課長 それは外して別の耳標をつけたという例があります。それはちょっとなかなかできませんので、そういったものはきめ細かく監視・指導していくという対応をとっております。

櫻井部会長 よろしいですか。

神田委員 はい。

櫻井部会長 それでは、喜田委員、お願いします。

喜田臨時委員 馬は家畜ですよ。家畜衛生部会では牛・豚のところでは馬のことを取扱

うわけではないですね。

山本国内防疫調整官 牛豚等小委員会、「等」が入っておりますので、扱う場合には牛豚等小委員会で扱うということになると思います。

喜田臨時委員 ただ、このたびの馬インフルエンザのときは馬防疫検討会という、これは農水の1つの委員会ですか。

山本国内防疫調整官 関係者が集まる軽種馬防疫協議会ということで、意見交換の場です。専門的な議論をしていただく場合には、こういう牛・豚等疾病小委員会とか、あと馬防疫検討会というのがございます。

喜田臨時委員 私もそれに入っているのかもしれないのですが、結局、どこでどういう役割を担うのかなというのが、家畜衛生部会は家畜衛生全般を見なければいけないわけですね。このたびの馬のインフルエンザのときには主に競馬会の方で進めていて、農水には後から報告が入って、私にも報告が競馬会から……。

姫田動物衛生課長 基本的に、もちろん馬は牛・豚等疾病小委員会の所掌範囲と考えておりますが、今回の事例の場合、我々の家畜防疫の観点からすると届出伝染病で、それも軽微なものであると考えておりますので、あえて牛・豚等疾病小委員会の方でお諮りするということはしておりません。むしろ、これは競馬開催の問題であり、しかも、かつそれもいわゆる感染予防というよりは、競馬そのものの公正性をどうするかということが基本になっている。要するに、陽性馬で不顕性感染のものが走ったらどうなるかとか、そういうようないわゆる競馬そのもののコンプライアンスとか、競馬そのもののファンの安心の問題とか、そういうことだと考えておりますので、競馬会中心のもので、それで中央競馬、地方競馬、それと競馬監督課、我々が入って御議論させていただいたという次第でございます。特に、そういうわざわざ牛・豚等疾病小委員会でやるほどのいわゆる家畜衛生面の大きな問題ではなかったと我々は考えた次第でございます。

喜田臨時委員 いいですか。

櫻井部会長 はい。

喜田臨時委員 結局、どこかに聞けばはっきりするということがあるとマスコミも落ち着くと思うのですが、このたびの馬のインフルエンザはたくさんの方が忙しい思いをしたと思うのですね。(笑声)だから、例えばそういう情報が全部衛生管理課に集まるとかということがあれば、「あっちに聞いて」ということは言えるかと思います。一般市民の心配も、インフルエンザということで随分あったように思うのですね。だから、情報を出すところ

を、方々に情報を聞くと世間がちょっとややこしくなるかというふうに思っております。

以上です。

姫田動物衛生課長 ありがとうございます。21 ページに軽種馬防疫協議会拡大幹事会ということで、もともと軽種馬防疫協議会というのは農水省とか JRA とか、動衛研とか入っていただいて、そしてこの参集範囲以外にもいわゆる関連の馬の団体が入ってございます。そこで今回はまず衛生関係の情報は共有しようということで、ここで開催をして情報共有を図り、その後も情報流通をして図っております。ただ、これはあくまでもいわゆる防疫面での情報共有でして、世の中の関心は「今度の土日、競馬を開催するの」とか、その方が大きいものですから、なかなか我々がそこをタッチするということではなかったかと思っております。

櫻井部会長 よろしいですか。

喜田臨時委員 はい。

櫻井部会長 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員 資料 4 の 6 ページの BSE の発生状況のところなのですが、24 例目は黒毛和種ということで、しかも 169 ヲ月齢ということで、一生懸命計算したら 14 歳ということなのですが、これは非常に特異的な例だと思っておりますが、要するに 14 歳まで飼っていたというのはどういうことなのかということをお教えください。

姫田動物衛生課長 黒毛和牛のお母さん牛でございます、いわゆる繁殖牛、赤ちゃんを取って黒毛和牛を取るものです。黒毛ですと、うまく頑張りますと大体 15~16 歳、赤毛などでは 20 歳ぐらいまで行きますが、そのぐらいまで行く牛でございます。非定型というのは、まだ確実にその場でいわゆるストレートに定型的な BSE ということで診断されたわけではないけれども、プリオンの異常があるということは確かだろうということで非定型ということになったと聞いております。これも含めて、21、23 の部分と含めて BSE の感染性、牛型のマウスに継代指して感染性の試験を今されていて、もう今しばらくで報告が出るかと聞いております。

高橋委員 はい。

櫻井部会長 ほかにいかがでしょうか。

石黒委員、どうぞ。

石黒臨時委員 ちょっと話を戻してしまうのですが、18 ページの生産段階におけ

る HACCP というところなのですが、これはちょっと言葉が非常に混乱をしているような気がするので、食品の場合の HACCP と生産段階の場合は GAP、たしか 2002 年のガイドラインは GAP だったと思うのですけれども、ここではもう完全に HACCP になってしまっているのですね。ちょっと言葉と実際とが離れているような気もするのです。と言いますのは、現場の獣医さんに私は結構説明に行くのですけれども、なかなか理解されない。初めの食品の HACCP がすごく先行していて、農場段階での HACCP という言葉遣い、これは本当にいいのかということ、私はちょっと疑問になるのですよ。ですから、少しは、これから普及する意味で言葉遣いと、それから目的とする部分、これは認証と言ってもなかなか難しいような気がするのです。確かに日本獣医師会が CD と冊子をつくって一生懸命宣伝をしているのですけれども、なかなか現場の方の認識と、それから実効性と言いますか、それがうまくいかないような気がするのです。少しアイデアを考えないといけないと思います。

姫田動物衛生課長 基本的な GAP は我々の家畜管理飼養基準と対応する、「家畜飼養管理基準」という言葉で言うておりますけれども、これが GAP だと考えております。今回、どちらかという消費者の求める安全な畜産物の生産ということにウェイトをかけたものですから、HACCP ということでは言うておりますけれども、またそこについてはしっかりと検討させていただきたいと考えてございます。

境畜水産安全管理課長 石黒委員の今おっしゃった GAP ( Good Agricultural Practice ) については、農業生産工程管理と言うのですけれども、それは今年度から農林水産省全体で、この畜産ばかりではなくて、野菜とか果樹とか、いろいろな農業生産種別にその GAP を個別に定めることにしております。畜産の場合には先んじて HACCP の考え方を取り入れた衛生管理基準を示しておりましたので、それを進めながら GAP といった農業全体のものとマッチングさせていくという、それを今年度から始めていきたいと考えております。

山本国内防疫調整官 GAP とか、水産の方も Good Aquacultural Practices、GAP というのは検討していこうと、畜産も検討していくことにはなると思うのですが、HACCP というのは先ほども説明があったように先行しているということと、家畜の衛生なり食品の衛生という部分でかなり絞り込まれている。GAP になりますと環境とか福祉とか概念がちょっと広がってくる部分があるので、そこは今御説明がありますように、今後引き続き検討しながら、先行している HACCP について取組みを進めて、深めていきたいということになります。



石黒臨時委員 野菜の方も確かに GAP というのは一生懸命やっておられますけれども、これも普及率は低いのですね。各県で見ると 2 ~ 3 % 行くか行かないか程度なのです。それもやはりやり方をもう少し考えていかないと普及がなかなか難しい。恐らくこれもなかなか難しいだろうと思うのですね。ですから、1 つは方法論的な部分、それから言葉の問題というようなことも含めて、少し検討していただけたらと思うのですけれども。

櫻井部会長 よろしいでしょうか。

石黒臨時委員 はい。

櫻井部会長 ほかにございますか。

吉川先生。

吉川臨時委員 済みません、トレーサビリティの方にちょっと知りたいことというか、わかっているなら教えてほしいと思うところがあるのですけれども、流通段階の実施状況、4 ページのところと、主な違反事例の 5 ページの件なのですけれども、5 ページの違反事例というのはある種確信犯的な違反事例でこのぐらいなものだろうというのはわかるのですけれども、システムそのもののエラーというか、問題がどこにあるのか、ないのかということを知るためには、ちょうど生産段階で行われたような、例えばここで立入検査をして、卸 1 万と小売の 5 万ですか、大体何件の、例えば照合をして、その中でどの程度の一致、不一致があったのか、件数として。確信的な付け替えとかいう問題ではなくて、それはどうだったのだろうかという、これは本当になかったということなのですか。

境畜水産安全管理課長 この流通段階での信頼性と言いますか、実際に農政事務所の職員が立ち入って、実際に物を見たり、帳簿でチェックしたり、確認するということをするわけですが、多くの場合は故意ではなくて、過失による間違いといったものが多いわけでごさいます、そういったものはその場で口頭指導したり、あるいは地方農政局なり農政事務所長名での文書指導という形をやっております。それ以外に故意で悪質なものについては、今回ここに 14 件と挙げておりますように、勧告をして、しかも氏名等を公表するという形で行うということで、さらにそれに従わないでやった場合には刑事告発に持っていくという、そういう仕組みでやっているということです。そういう意味では、ここに数字はちょっと持ってありませんけれども、単純ミスというのはもっとたくさんあるということでごさいます。

吉川臨時委員 それもまたデータのうちななので、もしそういうデータが実際に、DNA で、例えばと畜場と最後の小売のところで比較した単純ミスから含めて、人為的なエラー

がどの程度のレベルでどの程度起こるものなのかというのは、やはりシステムそのものを見返すには必要なデータだと思うので、あるなら公表してくれるとありがたいと思います。

境畜水産安全管理課長 整理できるか検討しまして、また可能であれば後日、御報告させていただきます。

櫻井部会長 ほかによろしいでしょうか……。

このトレーサビリティの話は随分問題があるようなのですけれども、一委員として発言したいのですが、法律そのものを再検証する機会があるというお話でございましたけれども、安心の部分はどう確保するかというのはもちろん重要なのですが、政策としての有効性と言いますか、要するにベネフィットとコストがあるので、こういう調査とか、こういう手間暇をかけるということについてどのくらい費用がかかって、その効用がどのくらい、金銭に換算してあるのかということも前提とした上で、どちらを取るかというふうに話を立てていくということが重要だと思います。政策評価的な観点ということになりますね。その点について、もしデータがあれば教えていただきたいということが1つです。

あとついでに申し上げますと、もう一点だけ申し上げたいのは、法制度と言いますか、行政体制ということで言うと、こちらの資料の4の方で先ほど BSE の話もございましたが、制度論として言いますと、今どこでも問題になっているのは国と地方の関係をどうするのかというところが問題で、BSE ですと、例えば資料の4の7ページになりますけれども、例えば全頭検査するかどうかなどという話について、国際社会をにらんだ国の意思決定と、それから都道府県における地元の感覚、そのずれというのはあるわけですね。これはまた逆の場合もあって、危機管理関係だとむしろ国の方が危機感を持っていて、それが必ずしも自治体に伝わらないという両方の面があって、それは現在の家畜伝染病予防法の方の仕組みとしては、多分欠落している部分なのだと認識しております。あと今の全頭検査がむしろ自治体の方がやっているというのは、この安心感の部分と、「ある種の科学的な」とあえて言いますが、部分というもののずれと言いますか、そこが多分行政にとってはどう乗り越えるかという1つの大きな課題で、場合によっては法制的な体制というのもやらなければいけなくて、そういう議論というのが恐らく、私が見ている限りですけれども、必ずしも、ここのセクションでよろしいのだろうと思いますけれども、議論として出てきていないなというのがありますので、今後御検討いただきたいというか、問題意識として持っていただければと思います。

以上です。

姫田動物衛生課長 まず1つ、全体としての問題意識は御理解いたしました。BSEの月齢の話はここではなくて厚生労働省さんの話でございまして、私どもの方はこの中のBSE対策の実施状況、7ページの中で、例えば海外から肉骨粉を入れないとか、生産現場での給与をしないというような飼料対策、それからあとこの下の方に「死亡牛」と書いてありますが、農場で死んだ牛のサーベイランスとして検査していくとか、こういう部分が私どもの方の仕事でございまして。最終的にはつながるのですけれども、これはあくまで牛の安全のためにやっているところとございまして、この後、厚生労働省さんの方でいわゆる健康牛、と畜された牛、人間の食用になる牛の検査とか、BSE検査とか、それから特定危険部位を除くとか、そういうようないわゆる人間の口に特定危険部位が入らないようにする、これはもちろんBSE検査済みの健康な牛であっても特定危険部位は取り除くのだというようなこと、それから海外からも、BSEの発生していないオーストラリアやニュージーランドでも、特定危険部位を除くように指導されている、こういうことは厚生労働省さんの所管でございまして、そこについては当部会の範囲を超えるのではないかと考えておるところでございまして。

櫻井部会長 いや、個別の問題というよりは、家畜伝染病予防法の、あるいは輸入検疫と言いますか、外国、国際的な取り決めと、それから国内的な世論のずれということを行行政としてどう乗り越えていくかということで申し上げております。

姫田動物衛生課長 そこはちょっとお時間をいただいて、御議論をいただければと思っておりますけれども。

櫻井部会長 わかりました。

境畜水産安全管理課長 最初のトレーサビリティの方のコストベネフィットということですが、現在、トレーサビリティ、2ページ目のこういうチェックとかやるために年間5億数千万円の予算を使用しております。この枝肉からのサンプリング試料の採取を委託したり、あるいはDNA鑑定を別の団体に委託する、あるいはサンプル用の肉を対価を払って採取してくるという、こういうものに使っているわけです。先ほどの4ページ目にありましたが、大体年間、対象事業者の半分以上ぐらいに立入を行っておりますので、こういったことでコンプライアンスを図っていくということをやっておるわけでございます。ただ、いわゆるコストベネフィットの評価と言いますか、それはなかなか難しい面がありまして、現在、それを数値的に評価するという予定はありません。

吉川臨時委員 いいですか。

櫻井部会長 どうぞ。

吉川臨時委員 今回の件と関連するのですけれども、確かにこれの特別措置法の対象は BSE のまん延防止措置の的確な実施ということで個体識別制度の導入になっているのですけれども、法律だからその目的を達成したかどうかという評価になると思うのですけれども、先ほど出てきた、例えばヨーネ病にしても、あるいはもっと公衆衛生から考えれば O157 とか、いろいろな牛の個体識別制度そのものを利用した防疫対策というのは決して BSE に限らないので、もし特別措置法としての評価と見直しのときに、そういった側面も、いや、法律の解釈はだめだというのならだめなのかもしれないのですけれども、応用面というか、初期、法律をつくったときに目的とした以外の有効利用法というの、また実質上の中に入っているということも何か評価するなら、評価の中に考えるべきではないかというふうに思いますけれども。

境畜水産安全管理課長 おっしゃるとおりでございます、法の目的の第 1 条に書かれているのは 1 ページにありますこの 2 点なのですけれども、実際にこのトレーサビリティ制度の活用とすれば、ほかにも今まずおっしゃったような BSE に限らず、家畜衛生とかあるいは食品衛生、こういった問題が起こった場合の原因究明とか、追跡を行う、回収するとか、そういったものに活用できるというのが大きなその他の期待される効果だというふうに思います。そのほかに給与飼料とか投与薬剤等がどう使われているかという、そういった詳細な情報にも活用する余地がございます。さらに、ほかのいろいろな改良とか、そういうものにも活用する余地がありますので、このトレーサビリティを活用しながら、いろいろな広範な部分に利活用していきたいと思っております、おっしゃったように、ほかの面についてもどの程度効果があるか、あるいは今後活用すべき点については工夫をしてみたいというふうに思います。

姫田動物衛生課長 おっしゃるとおりで、さらに今までいわゆる 10 桁の番号以外に各農場での個体識別の耳標とか、それからいわゆる育種上の個体番号とか、そういったものがあるわけなので、それをむしろ統一化して行って、その全体のコストを、ほかの部分でかかっているコストをここに吸収して、それでいわゆる生産者の負担部分、国の負担部分、そういうことをきちっと切り分けていけないと聞いております。これを特措法が終わったからやめるということではなくて、むしろこれをほかの、さらにこれだけではなくて活用できる考え方をやっていきたいと思っておりますし、また耳標についても生産者側からも、自分のところの好きな番号、いわゆる農場番号を優先してつければお金を払っ

てもやりたいとかいうようなことも議論が出ておりますし、またマイクロチップを使って全体のデータ量をもっとふやすというような考え方もありますし、まだまだ使える可能性というのは広がっておりますので、それをどう全体のコストをここに集約して落としながらやっていけるか、負担者をどうしていくかということは、議論していかなければいけないと考えています。

## 7.宮崎県及び岡山県における高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた 特定家畜伝染病防疫指針の変更にかかる諮問について

櫻井部会長 それでは、時間の関係もございますので、次の議題に進めさせていただきたいのですが、諮問事項がございまして、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について御議論いただきたいと思っております。

まず事務局から御説明をお願いします。

姫田動物衛生課長 お手元の資料6でございます。

その前に、少々先ほどの資料4のところでございますが、資料4の最初に御説明いたしました高病原性鳥インフルエンザ、3ページのところでございますが、19年の発生の経緯ということで、このときに16年の発生のときに合わせた防疫指針をつくりました。それで、それによってやったわけですが、今回、発生の確認が非常に早かったというようなこと、それで防疫対応自身も前回の防疫指針に合わせて、2回目は茨城のものはいわゆる違法ワクチンの恐れとかということもあったので実際の対応とは違ったものですから、初めての対応だったものですからいろいろな齟齬というか、いい意味でも悪い意味でも多少違う面が出てまいりました。そういう意味で全体を、防疫指針を見直すべきではないかということをお考えた次第でございます。

それで、あと全体の制度で少し時間を取らせていただいて恐縮なのですが、我が国における防疫体制というところで、29ページに家伝法の概要ということで家畜伝染病、それから監視伝染病、届出伝染病、新疾病ということで、それぞれ疾病が記載されてございます。その次のところで国内防疫の取組みということで、いわゆる衛生管理の徹底とかまん延防止とかということで、その中で「特定家畜伝染病防疫指針」というのを右に書いておりますが、特定家畜伝染病、次のページでございます。口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラの4疾病について家畜伝染病防疫指針をつくらうということで、BSEのよ

うな社会的影響、人の影響が大きいもの、それから口蹄疫とか高病原性鳥インフルエンザとか豚コレラとかいう産業上の影響が非常に大きいもの、鳥インフルエンザは一部、人の関係もないわけではないですけれども、そういう産業上、あるいは社会的な影響が大きいもの、4つの疾病について防疫指針をつくっているところでございます。

今回、高病原性鳥インフルエンザを変更したいということで諮問したいと考えておるところでございます。

まず、背景としてはここに書いてあるとおりでございます。本年5月に清浄国に復帰しております。6月に開催いたしました25回の家きん疾病小委員会で、移動制限区域内の扱い等について、必ずしもその状況に合っていない、場合によっては厳し過ぎる、あるいは物によってはもう少しフレキシビリティがあってもいいのではないかというような御議論もあったと考えております。そういうこともございまして、まずこちらに諮問させていただいて、御検討をお願いしたいということでございます。

特に2ページ目の別紙でございます。家きん疾病小委員会、6月14日の御議論でございますが、その中でまず2番のところでございますが、養鶏場の管理者に対し、効果的な防鳥ネットの張り方や消毒薬の使用法などを周知し、ウイルス侵入防止に万全を期す必要があるということが指摘されております。それから、また十分な連携を図っていくということ、それから簡易キット、今回、補助的手段として使われた人用の迅速検査法（簡易キット）について、今後どういうふうに活用をしていくかというようなこと。それから移動制限区域内の農場において、いわゆる発生直後にどのような形での調査をして、それでまず防疫をどうしっかりやっていくかということ、それからその下に移動制限の適用についてはということで、まん延防止に支障がないように、一方で産業的に大きな影響が出ないようにという、1つまん延防止をしっかりとやる中で、産業的に影響が小さいようにやっていくということを検討する必要があるだろうということをご提供いただいております。こういうことについて、家畜衛生部会に諮問していくということで、今回、諮問させていただいた次第でございます。

それで4ページでございますが、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」の変更について」ということで、食料・農業・農村政策審議会の会長あてに審議会の意見を求めるということで諮問しておりますので、御議論いただきたいというところでございます。

櫻井部会長 ありがとうございます。

それでは、今の点につきまして、御意見等ございますでしょうか。

特にないようでしたら、この点につきましては、家きん疾病小委員会で作業を進めていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

## 8.そ の 他

櫻井部会長 それでは、引き続きまして、今後のスケジュールにつきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

姫田動物衛生課長 家畜衛生部会とそれぞれの小委員会の審議スケジュールでございますが、まず今回、本部会で各小委員会の設置と高病原性鳥インフルエンザに関する特定、先ほどの指針の変更についての諮問が御了承を得られましたことから、9月中にも家きん疾病小委員会を開催して御審議いただきたいと考えております。小委員会の先生方の日程を調整いたしまして、開催いたしたいと考えているところでございます。

それで、小委員会の御意見がまとまりましたら、家畜衛生部会を開催していただきたいと考えております。時期的にはそれぞれ小委員会から年度内に報告をいただいたらと考えております。ほかの2つの小委員会についても、またその他ほかの件についても議論が必要でありましたら、また部会長と御相談させていただいて、開催等についても考えていきたと考えているところでございます。

櫻井部会長 以上のようなスケジュールということですが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻井部会長 それでは、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

梅原臨時委員 その他の方でよろしいですか。

櫻井部会長 どうぞ。

梅原臨時委員 鳥インフルエンザの防疫指針に関係するわけなのですが、発生以来いろいろ検討されて防疫指針が今回も変更ということで、改善、改良というのか、そういう点では少しずつよくなってきているということは事実だろうと思うのですね。しかし、ちょっと我々現場を預かっているというか、現場にいる立場から少し委員の皆さんにも御理解をいただきたいのですけれども、例えば、今回の岡山、宮崎の件は極めて対応が早くて非常にうまく解決したという認識なわけなのですが、確かに従前の例に比べれば

そういう点はあると思うのですが、実態は、私も宮崎にもちょっと行ってきましたけれども、かなり混乱をして、生産者はやはり困って、大変な事態になっているのですね。

それで、実は7月12日の日に岡山県の養鶏協会から、赤城農林大臣に対してこの問題についての要望書が上げられたのです。こういうものを上げたからひとつ日本養鶏協会でも承知しておいてくれということで写しが送られてきたわけなのですが、それはどうということかということ、確かに本年1月の高病原性鳥インフルエンザが発生した際にいろいろ早期対応していただいてありがとうございました。おかげで一応今回はおさまりましたということを経験しながら、しかし生産農家はウイルスの侵入防止のための消毒施設、防鳥ネット等によって最大限の対策で衛生防疫対策を行っていますけれども、侵入経路が特定できない中で、安心して経営できないという声がたくさんあります。6月5日の日に安全局の担当者の方が現地に行ってくれて、いろいろ意見交換会をされたらしいのですね。しかし、そのいろいろ意見を聞いたけれども、その上でひとつ岡山県養鶏協会としてこういうことを要望したいという意見が出てきているのです。

岡山県養鶏協会会長さんというのは実は池田隆政さんでございまして、私たちと違って非常に身分の高い方で、ここは非常におとなしい養鶏協会なのですけれども、その養鶏協会が、やはり1つとしては、ワクチン問題についてもう一度考えてほしいと。というのは、それは農水省が言うように、いろいろな問題点があるということはわかる。しかしながら、世界的に高病原性鳥インフルエンザが続発している現状では、再発の危険性も高くして生産者が安心して養鶏経営を営むためにも、もう一度ひとつワクチンが使用できるように検討してほしいという切なる要望が出ているわけです。これは宮崎も全く同じです。先ほど来、馬インフルエンザ問題もありましたけれども、あれもH7N7とかH3N8とかという株、まあH7N7というのは2003年、オランダに発生して獣医が亡くなったという株と同じわけですから、一方で馬には許可されて、何で鶏に許可されないのだろうという、そういう率直な意見もありまして、ぜひひとつそれを考えてほしいというのが1点です。

しかし、これは国の方針ですから、国が今の防疫指針では基本的にはもう使わないのだということが前提になっていますので、これは我々の権限ではないし、国の方針ですから従わざるを得ないのですけれども、それを前提にして、2番目として、補償の強化についてという要望が出ております。前述のとおり、ワクチンの使用が認められないのであれば、万一本病が発生しても、発生農場はもとより移動制限区域内の関係者の経営が補償されるよう支援を願いたい。今回の場合は、概ね岡山県にあっては県も協力してくれて、生産者



の負担というのはかなり軽減されたけれども、発生農場にあっては、経営再開までの期間の補償がなかったために、再開に至るまでの補償制度をぜひ充実していただきたいという要望が来ております。

それから、宮崎県の新富町の場合もそうなのですが、アミューズ株式会社新富農場という、これは赤木さんという方が経営されていますが、9万羽の殺処分が行われたわけです。これはこの鳥をどうやって処分するかということで地方の自治体もいろいろ苦勞されて、地域住民と話し合って埋めたわけなのですけれども、その結果、1年間、農場を封鎖するという条件に埋めるということが何とかできた。そうすると、普通は防疫完了後21日で再開できるということですから、2～3ヵ月あれば経営再開できるというのが普通なのですけれども、ここの場合は1年間、封鎖されてしまったのですね。ですから、通常より10ヵ月以上経営ができない。そうすると、それに対する補償というのは何もないのですよ。その間、鳥が入っていないと鶏舎は傷んでくるし、どうにもならないという訴えが我々の方に来ておまして、個々に見ますと、なかなか生産者にしてみると、予防しようと思っても消毒と防鳥ネットでなかなか限界がある。やはりトレーサビリティをきちんとやって、そして危険時には予防的なワクチンをひとつ何とかやってほしいという要望があるけれども、そこも認められない。もしだめならば、やはり経営者の経営に支障がないような補償を何とかしてほしいというのは、これは当然のことだと思うので、ぜひひとつこの皆さんにも理解いただいて、今後の防疫指針に反映させてもらえるような方向にお願いをしたいということです。

櫻井部会長 何か事務局、お答えすることはありますか。

姫田動物衛生課長 余りここで御議論する気はありませんけれども、基本的に今、馬のお話もありましたけれども、馬はやはりワクチンを打っている、馬は1頭、1頭の価値が非常に高いということ、それもあるので、発症を防がなければいけないという意味で、馬インフルエンザのワクチンを打っております。それで、今回、やはりワクチンがあったせいで不顕性感染が広がっていたということで、いざあけてみたら、栗東も美浦も2割以上感染していた。金沢も2割以上感染していたというようなことをございまして、やはりなかなかワクチンというのはインフルエンザに関しては難しいなと感じているところでございます。

それから、あと補償ということについては、我々もできる限りのことを法律改正もしてやっているところでございます。ただ、ほかの家畜との関係、バランス論、それからいわ

ゆる一般の産業とのバランス論、そして人そのものの疾病への国の補償というのがどのくらいあるのかということを考えますと、なかなか鶏だけを突出してというのは難しいのではないかと我々は考えている次第でございます。

梅原臨時委員 ちょっといいですか、済みません。

櫻井部会長 ちょっと事務局のレスポンスを伺ってから。

境畜水産安全管理課長 現在、鳥インフルエンザのワクチンは、御承知と思いますけれども、輸入製剤が3製剤、国内4製剤ということで承認をしております。関係者の御協力を得ながら、これらのワクチンの一部につきまして、実際に接種をし、野外強毒株で攻撃をするという試験を行っております。このワクチン、元々感染防御はできないわけですが、発症防御には効果があるということがございます。ただ、決まった接種方法どおりワクチンを接種しても、製剤によって差はありますけれども、大体半年足らずから1年以内には発症防衛ができないというデータが出ておりまして、このワクチンを仮に使った場合には、追加接種を含めてどういうワクチンプログラムになるかといったことを今試験をしておる途中でございますので、その成績がまとまりましたらまた公表し、家きん疾病小委員会等にも御報告をしてみたいというふうに思っております。

梅原臨時委員 済みません、一言だけ。

櫻井部会長 簡潔にお願いいたします。

梅原臨時委員 時間がないのに済みません。ですから、ワクチンを接種するかしないか、使用するかしないか、これは我々と議論の分かれるところで、それはいろいろ検討していただきたいと思うのですよ。しかし、今はもうやはりワクチンができないわけですよ。ワクチンという問題は防疫指針の中には書いてありますけれども、どうにもならなくなったとき、要するに、殺し切れなくなったときに使いましょうという、ワクチンの使用方法からすればやはり理にかなっていないようなことしか書いていない、実質的に使えない。そういう状況なのですね。それで、姫田課長がおっしゃっていたように、馬は高価だからとにかくワクチンを使うのだと、鶏は大したものではないから殺すのだということになりますと、それは考え方としてちょっとおかしいと。現在の鶏産業というのは、とにかく1羽当たり5,000円、10万羽で5億円も投資して成り立っているのが今の鶏産業なのです。それが商圏も含めて営業権を失います。いわゆる補償というのは家伝法に基づく80%、それと互助基金ですから、やっと鶏を入れ替えるぐらいの補償しかない。それで賄える生産者もいますよ、確かに、中には。だけれども、大方の生産農場の経営はそれではどうにも

ならないということの実態を理解していただきたい。ですから、もし何でしたらぜひひとつ御案内しますから、今の現在の養鶏業がどういう実態の上に成り立っているかということ、委員長さんを初め見ていただきたいと思うのですよ、行って。ですから、ほかの家畜とのバランスがあるということもわかります。その上に基づいて今の補償制度があるというのわかります。それではどうにもならないという訴えがここに出ているのですよ。そこをぜひ理解していただきたいと思うのですが。

櫻井部会長 御意見として承りたいと思います。

事務局の方でもよく御意見を伺って、検討していただければと思います。

それでは、よろしゅうございましょうか。

それでは、事務局の方にお返ししたいと思います、何か連絡事項はございますか。

姫田動物衛生課長 十分に御議論をいただきまして、ありがとうございました。高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病の防疫指針の変更に関する審議のための準備をこれから進めてまいりたいと思っております。

それから、小委員会で御議論いただいた過程については、委員、臨時委員の方々へ適宜御連絡いたしたいと考えているところでございます。

次回の部会については、小委員会の状況等も踏まえまして、皆様方に後日連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

櫻井部会長 それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

姫田動物衛生課長 ありがとうございました。

閉 会